

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県内で廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）及び適正処分の活動を通じて、循環型社会形成の推進に功労のあった個人、団体及び事業所を表彰し、その功績に報いるとともに、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する意識の高揚を図ることにより、循環型社会の形成を推進するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、一般廃棄物等関係事業功労者、産業廃棄物関係事業功労者及び循環型社会形成推進功労者について、知事及び環境生活部長の感謝状をもって行う。

(1) 一般廃棄物等関係事業功労者

市町村、一部事務組合等の清掃作業員若しくは事務職員であつて、多年にわたり一般廃棄物の処理業務に従事し、又は一般廃棄物処理業者等（以下、ごみ・し尿の収集運搬処理業者及び浄化槽の設置・保守点検業者・清掃業者を「一般廃棄物処理業者等」という）の役員若しくは作業員であつて、多年にわたり市町村の廃棄物処理関係業務に協力し、勤務成績優秀かつ人格円満で他の模範であると認められる者

(2) 産業廃棄物関係事業功労者

ア 不法投棄監視員の部

市町村の不法投棄監視員として多年にわたり継続して監視活動に携わり、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

イ 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

ウ 産業廃棄物処理業者の部

産業廃棄物処理業に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があるとともに、業界の発展に功績があったと認められる者

(3) 循環型社会形成推進功労者

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成推進に向けた功績が大きいと認められる個人、団体及び事業所

(表彰の基準)

第3条 感謝状の選考基準については、別表1のとおりとする。

別表1 (感謝状の選考基準) ※1

表彰区分		知事感謝状		環境生活部長感謝状	
		従事年数	年齢	従事年数	年齢
係一般廃棄物関係 事業功労者	市町村、一部事務組合、公社	20年以上	50歳以上 ※2	16年以上	45歳以上 ※3
	一般廃棄物処理業者等	役員 15年以上 作業員 20年以上		役員 10年以上 作業員 16年以上	
係産業廃棄物関係 事業功労者	不法投棄監視員の部	10年以上	50歳以上 ※2	5年以上	45歳以上
	産業廃棄物排出事業者の部	20年以上		15年以上	
	産業廃棄物処理業者の部	20年以上		15年以上	
推進循環型社会形成 功労者	個人	概ね10年以上 ※4	60歳以上	概ね7年以上	55歳以上
	団体	概ね7年以上 ※4		概ね5年以上	
	事業所				

※1 基準年月日は、表彰実施年度の4月1日とする。

※2 過去に部長感謝状を受賞していること。60歳未満の候補者については、部長感謝状の受賞から2年以上経過していること。

※3 過去に千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状を受賞していること。55歳未満の候補者については、千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状の受賞から3年以上経過していること。

※4 原則として過去に部長感謝状を受賞していること。ただし、その活動内容が画期的であり顕著な功績を残したものにあってはこの限りではない。

